

下笠薬師堂の施設使用規定

(規則)

第1条 この規定は、下笠区が所有する薬師堂および付属施設、境内(以下「施設」という)の、使用に関するものである。

(管理者)

第2条 この施設維持管理は、下笠区長が責任を有する。

(使用の範囲)

第3条 こう施設を使用する者は、所定の使用願を事前に管理者まで願出なければならない。

- 1 項 施設を使用する者は、管理者の許可を受ける。
- 2 項 施設を使用できる者は、個人および諸団体とする。
- 3 項 施設の使用は、地域の社会福祉、教育文化の向上を目的とした会合、行事、その他許可を受けたものとする。

(使用の基準)

第4条 この施設の使用する者は・次のことに留意しなければならない

- 1 項 施設の建物、境内、ゲードボール場を使用する者は、火災防止上喫煙及び火の始末は確実にを行う事。
- 2 項 施設の建物、器物の破損防止に注意を払うこと。
- 3 項 施設の使用後は、後片付け、掃除を済ませ、電気、水道、ガス、空調機、の停止確認および戸締りを確実におこなうこと。
- 4 項 施設の建物、畳、建具、備品等を破損または汚損した場合は、速やかに管理者に報告し、その処置について指示をうけること。
- 5 項 発生したゴミはすべて持ち帰り、境内内に残さないこと。
- 6 項 その他必要事故が生じた場合は、区役員で協議する。

(使用の料金)

第5条 当施設の使用料は、管理者が公共性、福祉を鑑み必要であると認めた場合は免除する。

(規定の改正)

第6条 この規定は、区役員で協議し改定することが出来る。

付記 この規定は、平成20年9月1日より施行する。
平成30年4月1日より施行する。